

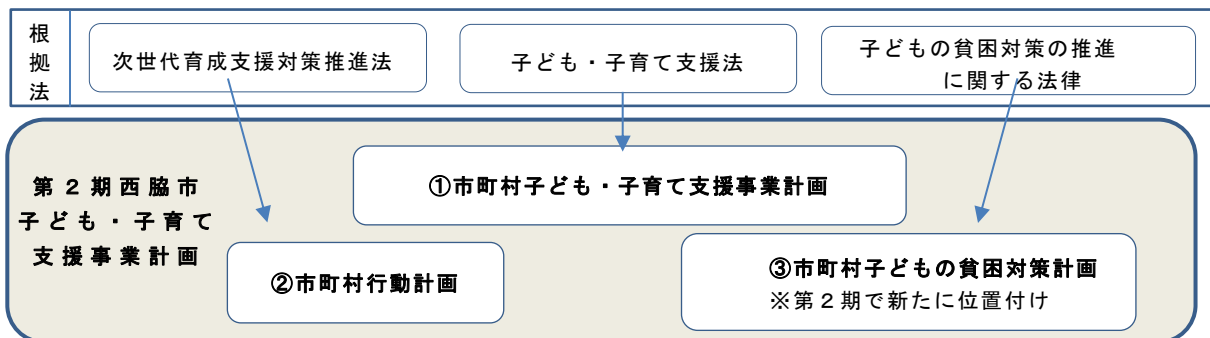
(仮) 西脇こども計画 (第 3 期子ども・子育て支援事業計画) の策定について

1 要 旨

本市の子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定した「第 2 期西脇市子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度で終了することから、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 期西脇市子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手する。今年度（令和 5 年度）は、市民へのニーズ調査を実施し、来年度（令和 6 年度）に計画の策定を行う。

なお、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法において、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課されたことから、令和 5 年中に閣議決定される予定のこども大綱の内容や国・兵庫県の動向を注視しながら、現行の子ども・子育て支援事業計画を包含する（仮）西脇こども計画を策定する。

2 第 2 期西脇市子ども・子育て支援事業計画について



この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」双方を一体のものとして策定しているとともに、「**西脇市子どもの笑顔をはぐくむ条例**」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けている。さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けている。

① 市町村子ども・子育て支援事業計画 [義務]

認定こども園等の提供体制および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて「量の見込み」（需要）を設定し、利用定員の整備目標を「確保方策」（供給）として計画する。

② 市町村行動計画 [任意]

次代の社会を担う子どものための各種施策の内容や施策目標を設定する。

③ 市町村子どもの貧困対策計画 [努力義務]

子どもの貧困対策に関する各種施策の内容や施策目標を設定する。

3 (仮) 西脇子ども計画に新たに加える要素について

(1) 「子ども基本法」の成立

子ども施策を社会全体で取り組むことができるよう、総合的に推進していくための包括的な基本法として、「子ども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

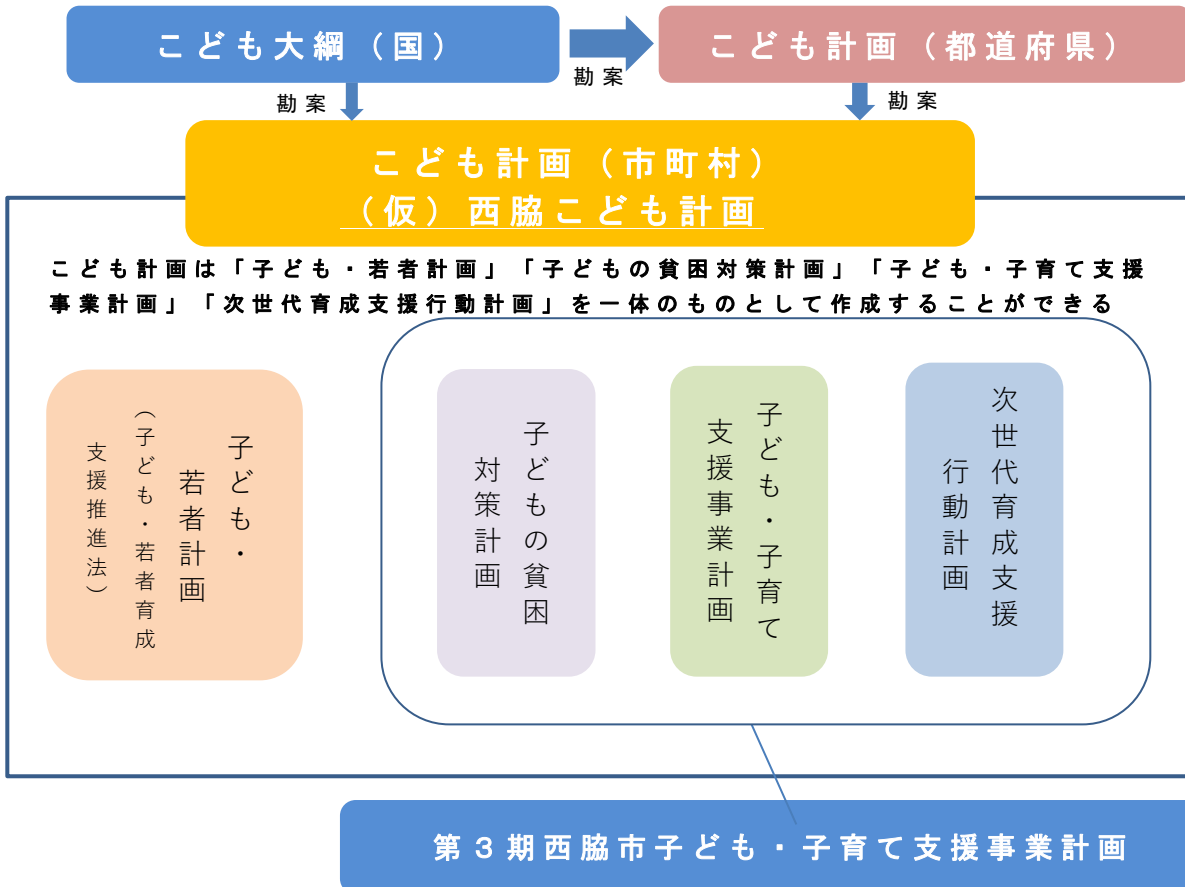
「子ども基本法」において、政府は、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「**子ども大綱**」を策定することとされており、令和5年中の閣議決定を目指している。

※資料4-2 子ども家庭庁ホームページ掲載資料(抜粋)

(2) 「市町村子ども計画」と法的位置づけ

「子ども基本法」第10条において、都道府県は、国の大綱を勘案して、「都道府県子ども計画」を作成するよう、また、市町村は、国の子ども大綱と「都道府県子ども計画」を勘案して、「市町村子ども計画」を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

また、「市町村子ども計画」は、「市町村子ども・若者計画」、「市町村子どもの貧困対策計画」、その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を一体のものとして作成することができることとされている。



「次世代」「貧困」を包含して作成

(3) 子どもの意見反映について

こども基本法において、地方自治体に対し、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることとされたことから、本市においては、西脇こども会議やアンケート調査などで子どもや若者から意見聴取を行い、子どもや若者の意見を踏まえた計画策定を行う。

4 令和5年度ニーズ調査等について

資料 5-1 ニーズ調査等対象者（案）について

資料 5-2 ニーズ調査項目（案）保護者用

資料 5-3 アンケート調査項目（案）こども・若者用

5 ニーズ調査および計画策定スケジュールについて

資料 6 ニーズ調査等及び計画策定スケジュールについて